

ID: 198

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第16条第1項		
例 規 番 号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (家賃の納付) 第十六条 町長は、入居者から、第十条第五項の入居可能日から当該入居者が東山団地を明け渡した日(第二十四条第一項による明渡しのご請求があつたときは明渡しのご請求のあつた日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに東山団地に入居した場合又は東山団地を明け渡した場合においてその月の使用期間が一月に満たないときは、その月の家賃は日割計算とする。</p> <p>4 入居者が第二十三条に規定する手続を経ないで東山団地を立ち退いたときは、町長は、第一項の規定にかかわらず、明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第14条の規定による。 (家賃の額) 第十四条 東山団地の家賃の月額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 町長は、前項の家賃の月額が、諸物価の変動及び近傍同種の住宅における家賃の月額との均衡等を勘案して不相当となつたときは、変更することができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日